

(参考様式2)

事前点検シート

ふりがな	にしいずちょう	ふりがな	にしいずちょうちくかつせいかけいかく
計画主体名	西伊豆町	活性化計画名	西伊豆町地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	平成 31 年度 ~ 平成 33 年度 平成 31 年度 ~ 平成 31 年度	総事業費 (交付金)	127,719千円 (48,563千円)
活性化計画目標	①雇用者数(新規就農者含む)の増加 7人 ②新商品開発 4件	事業活用活性化計画目標	①雇用者数(新規就農者含む)の増加 7人 ②新商品開発 4件

計画主体 確認の日付	平成 31 年 2 月 12 日	農林水産省 確認の日付	年 月 日
------------	------------------	-------------	-------

1 計画全体について

番号	項 目	チェック欄		判 断 根 拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○		西伊豆町地区活性化計画の目標は農林水産物直売所を整備し、別途進めている事業（地方創生推進交付金を活用した地域商社事業及び一次産業再生プロジェクト）と連携させ、地区内農林漁業の活性化を図るとともに雇用の場を確保し、移住・定住を促進することを目標としている。 「農山漁村の活性化のための定住及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）」第1条では、農山漁村における定住等を促進するための措置を講ずることにより農山漁村の活性化を図ることを目的とするとされている。 また、「定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に

				<p>関する基本的な方針の公表について（平成 23 年 10 月 3 日）」第一の 2 では、農山漁村の活性化を図るに当って、農林漁業が健全に展開され、これを核として地域の発展が図られることを目指すとされている。</p>
	<p>事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか</p>	○		<p>事業活用活性化計画目標は「農林水産物等の販売・加工促進」、評価指標を「雇用者数の増加 7 人及び新商品開発 4 件」としており、定住促進対策型から設定しており交付対象事業を定住促進のための農林水産物直売所の建設としているため、整合が取れている。</p>
	<p>活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。</p>	○		<p><活性化計画の目標> 農林水産物等の販売・加工促進直売所を整備し、別途進めている事業（地方創生推進交付金を活用した地域商社事業及び、ハイブリッド直売所を中心とした一次産業再生プロジェクト）と連携させ、地区内農林漁業の活性化を図るとともに雇用の場を確保し、移住・定住を促進する。 <事業活性化計画の目標> 農林水産物等の販売・加工促進</p>
1-2	<p>計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。</p>	○		<p>実施中ではない。</p>
1-3	<p>市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか</p>	○		<p>地方版総合戦略「西伊豆町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 29 年 6 月）」のⅢの 1 の【2020 年成果目標】において、1- (1) 農林水産業の振興では「農林水産業への新規就業者数 5 人」、1- (2) 地場産業の振興では「町内食料品精算額：350,000 千円」としており、このことを踏まえ、前述のとおり活性化計画及び事業活用活性化計画の目標を設定した。 【別添資料：西伊豆町まち・ひと・しごと創生総合戦略】</p>
1-4	<p>活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住</p>	○		<p>農林水産物直売所の建設に向け、西伊豆地域産地直売施設整備</p>

	民等の合意形成を基礎としたものになっているか			<p>準備委員会を平成 29 年 10 月 25 日に設立し、関係者等による検討会を開催。</p> <p>H29. 10. 25 第 1 回委員会 14 名出席（うち女性 1 名）</p> <p>H30. 1. 16 第 2 回委員会 15 名出席（うち女性 1 名）</p> <p>H30. 2. 16 第 3 回委員会 13 名出席（うち女性 1 名）</p> <p>H30. 3. 15 第 4 回委員会 15 名出席（うち女性 1 名）</p> <p>H30. 5. 31 第 5 回委員会 17 名出席（うち女性 2 名）</p> <p>西伊豆町農業経営振興会を中心に地域農業者に通知し、農林水産物直売所建設に係る意見交換会を 2 回開催。</p> <p>H30. 3. 27 農業者意見交換会 11 名出席（うち女性 2 名）</p> <p>H30. 4. 26 農業者顔合わせ会 17 名出席（うち女性 2 名）</p> <p>上記会議で検討された内容、挙げられた意見等を基に活性化計画及び事業実施計画を作成している。</p> <p>【別添資料：西伊豆町会議等議事録】</p>
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○		西伊豆地域産地直売施設整備準備委員会のうち 1 名が女性であり、また、農業者意見交換会及び農業者顔合わせ会には合計 4 名の女性が参加している。
1-5	事業の推進体制は確立されているか	○		<p>前述のとおり農林水産物直売所の建設に向け、西伊豆地域産地直売施設整備準備委員会を設立し、現在までに 5 回の検討会を開催している。</p> <p>また、農林水産物直売所が運営開始する際、円滑なスタートができるよう、地元の農業者 2 名、漁業者 2 名が発起人となり、西伊豆産地直売企業組合を設立している。</p>
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○		西伊豆町地区活性化計画の目標及び事業活用活性化計画の目標は前述のとおりで、事業内容は農林水産物直売所建設（木造平屋建て A=273.83 m ² 、駐車場 A=1294.38 m ² ）としている。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、	—		該当なし

	地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか			
1-7	計画期間・実施期間は適切か	○		<p>西伊豆町地区活性化計画では計画期間を平成 31 年度から平成 33 年度までの 3 年間、事業実施期間を平成 31 年度の 1 年間としている。</p> <p>「定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針の公表について（平成 23 年 10 月 3 日）」第四の 3 の④において活性化計画の計画期間は原則として 3 年から 5 年程度とすることが望ましいとされている。</p> <p>また、「農山漁村振興交付金実施要領」の別紙 5 の第 3 において事業実施期間は活性化計画の期間内であって原則として 3 年以内とするとされている。</p>
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか	○		<p>建設予定地が漁港区域内の漁具保管修理施設用地のため、漁港施設用地利用計画の変更手続き及び漁港関係補助事業により取得した漁港施設の財産処分手続きが必要となり、水産庁への提出に向け静岡県港湾企画課を通じ水産庁へも協議済である。概ね了解は得ており平成 31 年度初めには承認される見通しである。</p>
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○		<p>総事業費 127,718,800 円のうち交付対象事業費は 97,129,676 円、交付要望額は 48,563,000 円で、交付限度額（交付対象事業費 97,129,676 円×交付額算定交付率 0.5=48,564,000 円）の範囲内となっている。</p>
1-10	活性化計画区域の設定は適切か	○		<p>西伊豆町地区活性化計画では町内全域を計画区域としている。</p> <p>西伊豆町の農林地は全体面積の 79.7%を占めており、また、農林漁業従事者数は全就業者数の 4.7%を占めている。当該地区の直近の人口は 8,083 人、直近 5 ヶ年では 1,219 人減少しており、地方版総合戦略「西伊豆町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 29 年 6 月）」I の 2 の (2) において、「新しい人の流れをつくるため、しごとの創生を図りつつ、都市部の若者の就労を促すと</p>

				<p>もに、町内外の有用な人材を積極的に確保・育成し、都市部からの移住・定着を促進するための仕組みを整備する。」としている。</p> <p>「定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針の公表について（平成 23 年 10 月 3 日）」第四の 3 の①において活性化計画の区域は、当該活性化計画を作成する市町村の区域であって、法第 3 条各号に掲げる要件に該当すると認められる範囲で定めるとされている。また、第二の 1 において、法第 3 条第 1 号に掲げる要件について、国勢調査等の公的な統計データに基づく指標を用い、農林地については概ね 80%以上、農林漁業従事者について概ね 5%以上とされている。</p>
--	--	--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○		本建築物は新築の施設であり、実施中や既に完了した事業を切り替えるものではない。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○		本建築物は不特定多数の利用者が訪れる建築物であり、特に南海トラフ地震の影響が想定されている地域に建築計画するため、仕様規定に適合させるのはもちろんの事、許容応力度設計を行い十分に耐震性を有するよう耐震等級 3（基準法の地震力の 1.5 倍で検討）を満たす計画とする。また、実施設計・施工については施工管理業務委託を行い、専門的知識のある者に管理を担わせる。
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	○		本建築物は、建築基準法施行令第 3 章 3 節に規定される「木造建築物」で、基本的にはいわゆる在来軸組工法と呼ばれる工法を用いる。令第 3 章 3 節には、材料、土台、柱、横架材、筋交い、接合部、耐久性等の工法仕様に関する規定がある。質疑中の

				法令を遵守するだけでなく、前述の規定にも適合する構造計画とする。
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか	—		該当なし
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○		<p>交付対象とする施設等の耐用年数は以下のとおり</p> <p>別表第1 機械及び装置以外の有形原価焼却資産の耐用年数表のうち</p> <p>①建物→木造又は合成樹脂のもの→店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 22年</p> <p>②構築物→広告用のもの→金属造のもの 20年</p> <p>③建物附属設備→電気設備（証明設備を含む。）→その他のもの 15年</p> <p>④建物附属設備→給排水又は衛生設備及びガス設備 15年</p> <p>⑤建物附属設備→冷房、暖房、通風又はボイラー→冷暖房設備（冷凍機の出力が22キワット以下のもの） 13年</p> <p>⑥構築物→舗装道路及び舗装路面→アスファルト敷又は木れんが敷のもの 10年</p>
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか			
	費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年4月1日付け28農振第2341号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）	○		<p>水産物については、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領に基づき、年効果額を第4の1の（1）のウの漁業生産向上効果のうち品質等向上効果により算定。農産物については、強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援等における費用対効果分析の実施に基づき、年効果額を別記1の2のI農業分野の（イ）品質向上効果のうち、エ）により算定。</p> <p>年効果額 31,086千円、総合耐用年数 15年、還元率 0.0899、妥当投資額は 345,789千円、廃用損失額 0、投資効率 2.71。</p>

				【別添資料：西伊豆町農林水産物直売所費用対効果算出】
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○		投資効率は2.71で1.0以上である。
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	○		<p>実施要領の別表2における交付対象事業は「地域資源活用総合交流促進施設」、事業メニューは「㊸地域連携販売力強化施設」、要件類別は「農山漁村定住対策型」で事業は「中山間地域等支援」である。</p> <p>事業内容は別表3の「1. 農山漁村定住促進対策型」の第1の1の(1)で、地域内外の相互連携による農林水産物の販売力強化、ブランド化等のために必要な販売促進施設等及びこれらの付帯施設の整備である。</p> <p>対象地域となる西伊豆町全域は半島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域であり、実施主体は市町村に該当する西伊豆町である。</p>
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○		西伊豆町が事業主体となって農林水産物直売所を整備し、運営については指定管理委託とする予定で、委託契約内容について現在作成中だが、農林水産物直売所以外の利用をしないよう契約に明記する。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—		該当無し
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○		<p>下田市を含む賀茂郡下において農林水産物を取り扱う産地直売施設は2施設が存在する。</p> <p>①南伊豆町「湯の花」：直線距離16.45km、車で約50分</p> <p>②東伊豆町で建設中（H31.2完成）：直線距離24.79km、車で約1時間</p>

			<p>住民の生活圏や距離等を考慮すると、この2施設の利用客や出荷者について、当町で整備する農林水産物直売所と競合する可能性は低いと思われる。</p> <p>【別添資料：西伊豆町農林水産物直売所利用計画】</p>
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	<p>類似施設である南伊豆町「湯の花」の H28 販売実績や、今回建設を予定している場所に近い堂ヶ島地区の観光施設における H29 年間利用者数を参考に年間の見込み入込客数等を算出。</p> <p>利用者数 79,850 人／年、販売額 138,300,200 円／年</p> <p>【別添資料：西伊豆町農林水産物直売所利用計画】</p>
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	<p>施設等の規模について南伊豆町「湯の花」及び町内農林水産物の種類・数量等により算出。設置場所について、住民の利便性、観光客の集客力、用地確保の確実性などを考慮し決定。また、地元の農林水産物又は加工物を集約・販売することをメインとし、それ以外の物品の販売や食事の提供については他の民営施設に任せ、役割分担・連携することにより地域経済の活性化に努める。</p> <p>【別添資料：西伊豆町農林水産物直売所利用計画・西伊豆町農林水産物直売所平面図】</p>
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	○	<p>ブランド化のための手段として細胞を壊さず凍結することが可能な液体凍結システムを導入し、販売促進として別途実施している首都圏販路、海外販路を開拓する地域商社事業と連携する。また、農林水産物の確保に向け後継者確保、生産量増加のための取り組みを実施し、持続可能な施設運営ができるよう取組んでいく。</p> <p>【別添資料：西伊豆町農林水産物直売所利用計画】</p>
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	<p>産地直売所の利用客層として女性客の比率が高くなることが予想されるため、女性従業員の確保を積極的に推進していく。</p>
2-10	事業費積算等は適正か		

	過大な積算としていないか	○		既に基本設計が完了し、施設規模・構造等が決まっており、各々の単価は実勢単価や国交省の新営単価を使用しているため、妥当な積算である。 【別添資料：西伊豆町農林水産物直売所概算事業費】
	建設・整備コストの低減に努めているか	○		構造計画を木造とすることによって、他構造（鉄骨造・鉄筋コンクリート造）より建物荷重を軽くできる。これにより、基礎構造や地業の軽減を実現した。現在、オリンピック需要のため鉄骨造についてはハイテンションボルトの供給不安や、鋼材の高騰も見られる。こうしたリスクも検討し木造の採用を行っている。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○		附帯施設は産地直売所利用者のための駐車場であり、汎用性はない。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○		備品は交付対象としていない。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○		整備予定地は、伊豆西海岸最大の観光地である堂ヶ島まで車で2分の距離にあり、地元で水揚げされたイカを食材とした「いか様井」が人気の漁協直営食堂が隣接しており、高い集客効果が期待できる。また西伊豆町役場やスーパー、薬局が位置する西伊豆町の中心街からも近く、地元住民も訪れる頻度の高い場所である。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがっているか	○		用地は町の所有地だが建設予定地が漁港区域内の漁具保管修理施設用地のため、漁港施設用地利用計画の変更手続き及び漁港関係補助事業により取得した漁港施設の財産処分手続きが必要となり、水産庁への提出に向け静岡県港湾企画課を通じ水産庁へも協議済である。概ね了解は得ており平成31年度初めには承認される見通しである。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討	—		該当なし

	しているか			
2-14	<p>交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か</p> <p>実施要領別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)I-1の第2の4の(2)整備事業の上限事業費の基準に照らし適正であるか</p> <p>整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か(既存施設は除く)</p> <p>施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか。(既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか)</p>	—		<p>該当なし</p> <p>施設の延べ床面積は273.83㎡である。(付帯施設の駐車場は1294.38㎡)</p> <p>施設の補助対象事業費を273.83㎡×29万円÷79,410千円として算出しており、超過額については、町費で負担する。 【別添資料：西伊豆町農林水産物直売所補助金見込み資料】</p>
2-15	<p>地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか</p> <p>地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか</p> <p>生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか</p> <p>1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか</p>	○	○	<p>別途実施している都市部への販路開拓事業(歴史・自然の観光資源と地域素材を使った広域連携商品開発により首都圏から世界展開を目指す地域商社事業)で販路開拓をした都内の飲食店(H31.1.22時点で6店舗)への卸売やの個人客への通信販売を予定している。</p> <p>細胞を壊さず凍結することが可能な液体凍結システムを導入することにより、新たな販路の開拓が見込めることも含め、今までよりも高い価格設定とすることが可能となる。</p> <p>運営については指定管理委託とする予定で、委託契約内容について現在作成中だが、1年を通じて運営することを必須条件、また、地区内住民から一定数以上の職員を雇用することを努力目標</p>

				とする予定である。
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	○		細胞を壊さず凍結することが可能な液体凍結システムを導入することにより、地区内で収穫した野菜や果実をそのままかき氷器にかけ、商品として提供することができ、6次産業化への寄与が期待できる。 また、産地直売所の利用客層として女性客の比率が高くなることが予想されるため、女性従業員の確保を積極的に推進していく。
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○		平成31年度予算案に計上し町長及び財政担当課との協議は済んでいる。国庫補助、県費補助を除いた町費負担額についてはふるさと納税基金からの繰り入れする予定。 予算案は3月上旬に予定されている西伊豆町定例議会に議案として提出する。なお、議会に対しては12月13日の議会全員協議会にて、事業内容・概算事業費等について説明済みであり、議員10人（議長除く）中、7人が事業実施について賛成の意向を示している。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○		地方自治法第234条の3に基づき、制限付き一般競争入札により行う予定である。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○		運営については指定管理委託とする予定で、委託契約内容について現在作成中だが、他の町有施設の指定管理委託と同様に、簡易な施設修繕については指定管理受託者が実施し、一定額以上の施設修繕については西伊豆町が負担する予定である。また指定管理受託者から施設利用料を徴収し、施設修繕のための基金として積み立てる予定である。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、	○		収支計画及び経営診断書は別紙のとおり。

	事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか			【別添資料：西伊豆町農林水産物直売所収支計画書、西伊豆産地直売所整備事業に関する経営診断書】
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	○		他の事業と合体施行はない。
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）	○		他事業への重複申請はないが、当該交付金の対象とならない備品等について、以下の事業を活用する予定である。 ・静岡県水産業振興事業 ※静岡県単独補助事業 水産物用の冷凍庫及び冷凍ショーケースの購入費について平成31年度事業として要望中。
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	○		地元で収穫又は水揚げされた農林水産物等の直売、インターネット販売、また都内の飲食店への卸売りを目的とした農林水産物直売所を建設するものである。
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	○		水産業強化対策整備交付金のメニューにおける、浜の活力再生プラン推進タイプ→付加価値創造型漁業地域づくりのための整備→地域資源活用施設→漁業支援施設において「地域水産普及施設（加工品や郷土料理の展示及び販売提供等）」が対象となっているが、要件として「当該施設の全取扱量のうち概ね2分の1以上が地域水産物であること」とされており、この要件を満たすことが難しいため、他の施策において交付対象となる施設ではないと考える。

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「－」を記入すること。

- 2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。
- 3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。